

大潟村中央3番地（大潟土地改良区隣）

宅地分譲

10
区画

5/29日
10:00~

申込受付開始!

坪単価

1坪
3.3㎡

29,700円

分譲概要

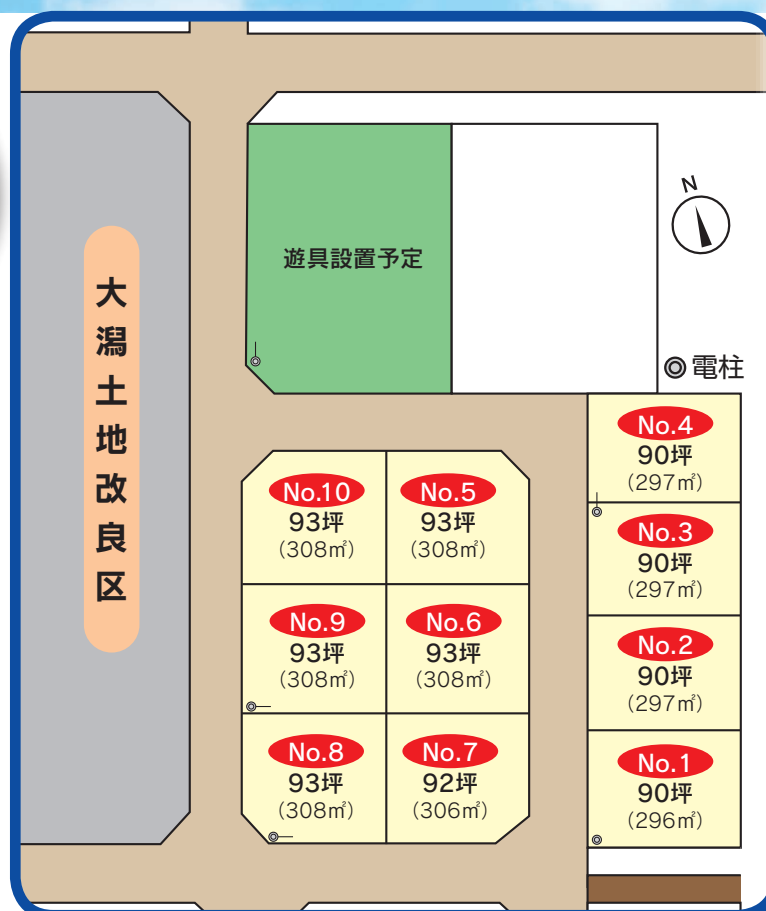
- 所在地／大潟村字中央3番地内
- 分譲区画数／10区画
- 区画面積／約90坪(約296㎡)～約93坪(約308㎡)
※面積は確定測量前の数値で、確定測量の結果増減が生じた場合、確定面積での分譲価格とします。
- 分譲価格／坪あたり単価 29,700円 (9,000円/㎡)
- 施設等の概要／電気……………東北電力
上下水道……………大潟村
ガス……………男鹿市企業局
電話(光回線) ……NTT東日本
- 地目及び用途地域／宅地 用途地域外
- 建ぺい率及び容積率／無指定
- 道路／幅員8mアスファルト舗装(側溝含む)
- 消防／消火栓1ヶ所
- 交通／JR八郎潟駅、船越駅から車で20分
- 文教／大潟こども園、大潟小学校、大潟中学校、秋田県立大学大潟キャンパス

大潟村では
住まづくり支援事業
を行っております

詳しくは
裏面へ



大潟土地改良区



売主 大潟村

連絡先 大潟村役場 総務企画課
〒010-0494 南秋田郡大潟村字中央1-1

TEL (0185) 45-2111

ホームページ: <https://vill.ogata.akita.jp/> E-mail: g-kikaku@vill.ogata.akita.jp

詳しくは
裏面へ

周辺主要施設は徒歩圏内。静かで落ち着いた住宅地です。



大潟診療所まで
徒歩約8分

こども園
小学校
中学校まで
徒歩約15分

Aコープ大潟まで
徒歩約6分

秋田銀行
大潟支店まで
徒歩約3分

郵便局まで
徒歩約7分

コンビニまで
徒歩約10分

購入対象者

大潟村における人口減少対策のため、移住・定住を促進する観点から下記の条件に該当する方へ販売します。なお、基準日は令和4年4月1日とします。

- 1 基準日に村外に住所を有しており、大潟村へ移住する方
- 2 基準日に大潟村に住所を有し、村内外に勤務している一般勤労者の方ただし、農業法人等における家族従業者は除きます
- 3 村内の賃貸住宅及び賃貸アパートに住所を有し、2年以上居住している方
- 4 基準日以後に村から転出し、2年以上村外に住所を有している方

宅地分譲条件

- 分譲の販売は1世帯1区画で、住宅建築のため宅地購入を希望する方(大潟村内外を問わない)
- 契約締結後2年以内に住宅を建築し、住所登録の上、居住すること
- 契約締結後5年間は、土地の転売・貸付を禁止します
- 5年間の買戻特約登記を承諾していただきます

建築条件

- 敷地内の盛土は周囲及び環境に配慮すること
- 区画によっては、敷地内に電柱等が設置されておりますが、移設は禁止します
- 塀ブロック及びそれに類似するもの(塀板等)の設置は、周囲及び環境に配慮すること
- 大潟村景観条例に記載されている事項を遵守すること

宅地分譲決定方法

- 1 宅地分譲の募集受付は、**令和4年5月29日(日)10:00**より開始いたします。初日の受付場所は、**大潟村役場2階「第1会議室」**にて**10:00~12:00、13:00~15:00**に行います。
- 2 **5月30日**以降の受付は、**大潟村役場1階の総務企画課**内で随時行います。なお、**土日祝祭日は行いません**。受付の時間は**9:00~12:00、13:00~16:00**です。
- 3 購入を希望される方は、受付時に分譲申込書等に必要事項を記入のうえ提出してください。分譲申込書は、役場総務企画課もしくは大潟村公式ホームページより入手してください。
- 4 宅地分譲の希望購入箇所は、老朽化した北1丁目村営住宅建替事業の住替えの観点から、現在、北1丁目村営住宅に入居されている方を優先とし、その後受付順に行います。

土地代金の支払い方法等

- 1 土地分譲売買契約と同時に売買代金の10%を契約金として納入
- 2 分譲代金は契約締結後3ヶ月以内に納入(但し、先の契約金10%は土地代金の一部に充当)
- 3 土地の所有権移転登記手続きは、村で行いますが、売買契約に伴う印紙税及び土地の所有権移転登記に伴う登録免許税は、購入者の負担となります。
- 4 契約に違反し、買い戻しとなった場合又は本人の都合により契約解除する場合は、違約金(売買代金の10%)をいただきます。

令和4年度

大潟村住まいづくり支援事業のお知らせ

- 安全安心で快適な住まいづくりを応援するため、住宅の新築工事やリフォーム・増改築工事を行った方を対象に補助金を交付します!
- 村内定住の促進と村内経済の活性化を図るため、大潟村定住化促進商品券を交付します!

村内の宅地を購入した場合

(1)中央3番地宅地分譲地

- 補助金 建築費の**5%**(上限**100万円**)
- 商品券 一人あたり**25万円**[最大**4人分**]

(2)空き地

- 補助金 建築費の**5%**(上限**100万円**)
- 商品券 一人あたり**10万円**[最大**3人分**]

村内の中古住宅を購入した場合

(1)解体後新築

- 補助金 建築費の**5%**(上限**100万円**)
- 商品券 一人あたり**10万円**[最大**3人分**]

(2)リフォーム・増改築工事

- 補助金 建築費の**30%**(上限**50万円**)
- 商品券 一人あたり**10万円**[最大**3人分**]

(3)そのまま居住

- 商品券 一人あたり**10万円**[最大**3人分**]

その他

移住定住又は多世代同居を目的に持ち家のリフォーム・増改築工事を行った場合なども補助金等の対象となります。対象者や対象住宅など詳細については、お問合せください。

申込先

大潟村役場 総務企画課

〒010-0494 南秋田郡大潟村字中央1-1
TEL (0185)45-2111 FAX (0185)45-2162

中央3番地の宅地分譲購入費及び住宅建設費に対し、(株)秋田銀行と連携して特別金利でのサービスを行います。詳しくは(株)秋田銀行大潟支店までお問合せ下さい。

(お問合せ先：(株)秋田銀行大潟支店 0185-45-2871)